**機密保持契約書**

　●●（以下「甲」という）と●●（以下「乙」という）とは、甲及び乙の持つ情報を相手方に開示するにあたり、それぞれが有する機密情報の保持に関し、以下の通り合意し、本契約を締結する。

第１条（目的）

　本契約は、乙が甲の委託業務を遂行するにあたり、甲乙間で相互に開示される機密情報の機密保持に関する取扱いを定めることを目的とする。

第２条（定義）

　本契約において「機密情報」とは、甲または乙が業務を遂行する上で、または業務に係る事前説明過程において開示・提供し（以下「開示者」という）、相手方が開示を受ける（以下「受領者」という）甲または乙もしくは甲の顧客に属する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に定義された個人情報。以下「個人情報」という）およびデータ、業務に係る仕様等、開示者から受領者に提供される営業上、経済上、技術上その他一切の情報をいい、媒体（書面、写真、フィルム、電子媒体等）に記録されているか否かを問わないものとする。また、相手方の承諾を得て作成されたそれらの複製物を含むものとする。但し、次の各号の一つに該当する情報はこの限りではない。

なお、個人情報に関しては、第5号を除く各号の規定を適用しないものとする。

（1） 開示者から提供された時点で既に公知であった情報

（2） 開示者から提供された後に、受領者の責に帰さない事由により公知となった情報

（3） 開示者から提供される前に、既に受領者が所有していた情報で、かかる事実が立証できるもの

（4） 正当な権限を有する第三者から機密保持業務を負わないで取得した情報

（5） 国、地方公共団体の機関または法律の要請により、受領者が事前に開示者に通知の上公表または開示した情報

第３条（安全管理実施業務および関連法令の遵守義務）

　受領者は、第5条第1項に定める特定者に対して安全管理の実施義務を負わせ、本契約および個人情報保護法その他関連法令を遵守し、本契約の有効期間中のみならずその終了後も、機密情報を厳格に保護するものとする。

第４条（機密情報の提供）

①開示者は受領者に対して文書、または記録媒体等の有体物により機密情報を提供するときは、当該有体物に機密情報である旨を明示（「極秘」、「Confidential」など。以下「機密表示」という）するものとする。

②有体物であってもそのもの自体に機密表示することが不可能である物品等により機密情報を提供する場合は、開示者は受領者に当該情報が機密情報であることを伝えるものとする。また、当該提供日から14日以内に、当該機密情報の要旨、提供日、提供場所および機密表示が不可能な物品等については、その名称等の機密情報を特定するに必要とされる事項を記載し機密表示を付した書面を、受領者に提出しなければならない。

③開示者は、機密情報を有体物以外のもの（口頭等）で受領者に提供する場合は、前第2項により14日以内に所定の事項を記載し機密表示を付した書面を乙に提供しなければならない。

④甲または乙が相手方に開示する情報について、開示者が該当情報を開示する正当な権限を有していることを保証する。

第５条（機密保持）

①甲または乙は、本契約有効期間中に開示者から機密情報の提供を受けた場合は、乙の役員、従業員、派遣社員および委託社員の内、業務の履行に必要な範囲の者（以下「特定者」という）を除いた者ならびに第三者に、機密情報を一切開示または漏洩もしくは提供せず、また、閲覧、盗用、改ざん、破壊等をさせてはならない。

また、受領者は特定者に本業務の履行の範囲を超えて機密情報を利用、漏洩、提供等の行為を一切させてはならない。本契約終了後や乙の特定者が退社した後も同様とする。

②甲または乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなしに、機密情報の一部または全部を無断で複製または複写してはならない。開示者の事前の承諾を得た場合でも、本業務の履行において必要最小限の範囲に限って行うことができるものとする。

③前項により作成される複写・複製物はこれを機密情報として取り扱うものとする。

第６条（個人情報の取扱い）

①甲または乙は、業務に係る必要な範囲内でのみ個人情報を取扱うものとする。

②甲または乙は、個人情報へのアクセス管理、個人情報の持ち出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止の為の措置、その他の個人情報の漏洩（第三者が知り得る状態におくことを含み、紛失、盗難等の理由を問わない。以下同じ。）滅失またはき損の防止、その他の個人情報の安全管理のための必要かつ適切な措置を講じなければならない。

③甲または乙は、個人情報を記録した媒体（書面、写真、フィルム、電子媒体等の種別を問わない。）を保管する場合は、書庫等に施錠保管するものとする。

④甲または乙は、個人情報を取扱う受領者の特定者に対し、本契約に定める事項を充分説明し、個人情報保護義務を遵守するよう教育を実施し、適切な安全管理措置を講じるとともに当該特定者から誓約書を提出させ、当該誓約書の写しを提出するものとする。

第７条（目的外使用の禁止）

　甲および乙は、開示者から開示された機密情報を業務の履行の目的にのみ使用するものとし、開示者の事前の書面による承諾を得ないで機密情報を業務以外のいかなる目的の為にも、また業務の履行に必要な範囲を超えて一切使用または流用してはならない。

第８条（知的財産）

①本契約に関連して行われた機密情報の開示は、別途明示的に定められた場合のほかは開示者から受領者に対する知的財産等の権利の移転、許諾を意味するものではない。

第９条（情報管理者）

①受領者は、機密情報の管理者（以下「情報管理者」という）を選任し、その氏名、職位を自社書面にて通知するとともに、情報管理者により機密情報を厳重に保管、管理させ、機密情報の漏洩、改ざん、破壊もしくは紛失等を防止するとともに、本業務の特定者に本契約の義務を遵守させる為の必要な措置を講じるものとする。

②受領者は、情報管理者に変更があった場合は、これを遅滞なく開示者に書面にて通知する。

第１０条（事故報告）

①甲または乙は、本契約に違反して機密情報が本業務の履行以外の目的に利用され、または業務の範囲を超えて利用され、あるいは第三者および特定者以外の者に開示、漏洩させ、もしくは閲覧、盗用、改ざん、破壊等を受けたことが判明し、またはそのおそれがあると認めたときは、受領者は速やかにその拡大を防止する為の適切な措置を講じるとともに、その旨を開示者に報告しその指示に従うものとする。

②甲または乙が機密保持に必要な措置を講じたにもかかわらず、第三者の違法行為によって機密情報が外部に漏洩した場合も前項と同様とする。

③甲または乙は、法令に基づく公権力の発動によって機密情報の開示を求められた場合、当該要請を速やかに相手方に通知し、必要最小限の範囲で開示するものとする。

第１１条（機密情報の返却・消去・廃棄）

①甲または乙は、業務が終了した場合、又は有効期間中に相手方から要請があった場合、受領した機密情報およびその複写・複製物を、速やかに開示者に返却するものとする。

②前項の規定に拘わらず、機密情報およびその複写・複製物の返却が困難な場合は、開示者の書面による承諾を得て受領者の責任において、これを第三者に漏洩することがないように自己の費用により廃棄しなければならない。尚、ハードウェアおよび電子媒体に記録された機密情報については、これを消去し再利用が不可能な状態にして廃棄するものとする。

第１２条（損害賠償）

①甲または乙が本契約の一にでも違反した場合は、相手方は業務に係る契約の全部または一部を、何ら催告を要することなく直ちに解約することができるものとする。

②甲または乙、もしくは第13条に定める再委託先が、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合は、相手方は損害内容を書面にて損害を及ぼした甲または乙に通知し、相手方の直接の結果として現実に被った通常の損害について賠償の責を負うものとする。

ただし、逸失利益および予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害については賠償責任を負わないものとする。

第１３条（再委託）

　乙は、甲の書面による事前の承諾なく業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。事前の承諾を得て業務の全部または一部を第三者に再委託した場合、乙は乙の責任において当該第三者にも本契約上の乙の義務を負わせるものとする。

第１４条（反社会的勢力の排除）

①甲または乙は、相手方につき次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで、この基本契約及び個別契約の全部または一部を解除することができる

（1）甲または乙（甲または乙の役員、株主あるいは実質的に経営権を有する者等を含む。以下、本条において同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずるもの（以下｢反社会的勢力」という。）である場合、または反社会的勢力であった場合

（2）甲または乙が、反社会的勢力と人的、資本的または経済的（不当な利益供与を行う経済取引を含む。）に関係があると認められる場合

（3）自ら反社会的勢力であることを標榜し、または自らの関係者が反社会的勢力であると標榜する場合

（4）甲または乙が、自らあるいは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合

（5）甲または乙が、自らあるいは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合

（6）甲または乙が、自らあるいは第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、または、妨害するおそれのある場合

（7）甲または乙が、自らあるいは第三者を利用して、違法行為または法的責任を超えた不当要求行為をした場合

（8）甲または乙が、継続して、あるいは反復して法令に違反し、または公序良俗に反する行為や事業を行っている、あるいは、そのような行為や事業が明らかとなった場合

②甲または乙は、本条の規定により、この基本契約または個別契約の全部または一部を解除した場合、解除した当事者である甲または乙が被った損害について、被解除当事者となる相手方に賠償請求することができる。

③甲または乙は、本条に基づく契約解除により被解除当事者となる相手方に損害が生じても、これを一切賠償しない。

第１５条（開示者の監査）

①開示者は、事前の受領者への通知をし、受領者の承諾の上、開示者の従業員または代理人をして受領者の事務所に立ち入って、受領者の機密情報の管理状況を監査することを要請することができる。この場合、受領者は特別の事情がない限り、かつ受領者の業務に支障をきたさない範囲でこれに協力するものとする。

②開示者は、前項に基づく監査の過程で知り得た受領者の技術上および営業上の機密を、第三者に漏洩、開示してはならないものとする。

第１６条（有効期間）

①本契約は、●年●月●日から効力を生じるものとする。ただし、甲および乙は、1ヶ月の予告期間を設けて書面で相手方に通知することにより、いつでも本契約を解約することができる。

②前項の規定にかかわらず、第5条、第6条、第10条、第12条、第13条および第17条の規定は、本契約解約後も有効に存続する。

第１７条（協議事項）

　本契約に規定のない事項あるいは本契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲および乙は、その都度誠意を持って協議の上円満に解決するものとする。

第１８条（合意管轄）

　本契約に関し、協議の整わない場合の第一審の訴訟に係る専属的合意管轄裁判所は、●●地方裁判所とする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲および乙それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

●●年●月●日

甲：

乙：